



## 第5章 歴史文化資産の保存・活用

### 第1節 保存・活用の将来像

第2章・第3章に示したとおり、本市には様々な歴史文化資産があり、8項目の歴史文化の特性があります。こうした本市の多彩な歴史文化資産の活用は、第5次沼津市総合計画（以下、総合計画）にある「地域の宝を活かすまち」や、沼津市教育基本構想における「地域が学びを育て、学びが地域を育てるまちの推進」とも深く関わるものです。

本市の誇る歴史文化資産が、「地域の宝」として「まちづくり」に活かされるためには、市民が一体となって歴史文化資産を守り活かすとともに、その価値が市内外に知られ、市民や本市への訪問者が本市の歴史文化を楽しみながら体感できるような仕組みづくりが必要となります。

そこで、本計画では、総合計画に基づく「地域の宝（歴史文化資産）を活かしたまちづくり」を基本理念とし、そのもとで次の4項目を基本方針として取り組んでいきます。

#### 基本方針1 歴史文化資産を把握する〔調査〕

地域の宝をまちづくりに活かすためには、地域の宝を正しく知ることが必要となります。そのため、本市の歴史文化資産について、全体像の把握に至っていないものは把握調査を、学術的な評価が不十分なものは価値付けのための詳細調査を、また、所在や保存状況を掴みきれないものは確認のための現状調査を行います。

#### 基本方針2 歴史文化資産を守る〔保存〕

地域の宝を将来にわたってまちづくりに活かすためには、その適切な保存が前提となります。そのため、指定されている歴史文化資産だけではなく、未指定の歴史文化資産や価値に気づかれずに失われてしまうことが危惧される歴史文化資産も含めて、個々の歴史文化資産の特性に応じた適切な保存・管理を行い、計画的な修理や整備を進めます。保存・管理の実施にあたっては、自然災害の発生に備えて、防災・防犯対策を充実させます。

#### 基本方針3 歴史文化資産を磨く〔活用〕

地域の宝を効果的に活用することで、市民や市外からの来訪者が本市の歴史文化資産を楽しみながら体感することができます。そのため、歴史文化資産の適切な整備を実施するとともに、活用の拠点づくりを検討します。また、地域住民や観光客といったニーズの異なる人々に対応した情報発信などを行ったり、文化財に触れて魅力を感じる機会を子どもに提供したりすることによって、対象者ごとに適切な活用促進に取り組めます。

#### 基本方針4 地域総がかりで取り組む〔連携〕

まちづくりは、様々な立場の人々が協働することで成し遂げられます。地域の宝で



ある歴史文化資産をまちづくりに活かすため、地域住民、関係団体、専門家・市外の博物館・他自治体、市内といった様々なパートナーとの連携強化を図り、総がかりで歴史文化資産の保存・活用に取り組みます。

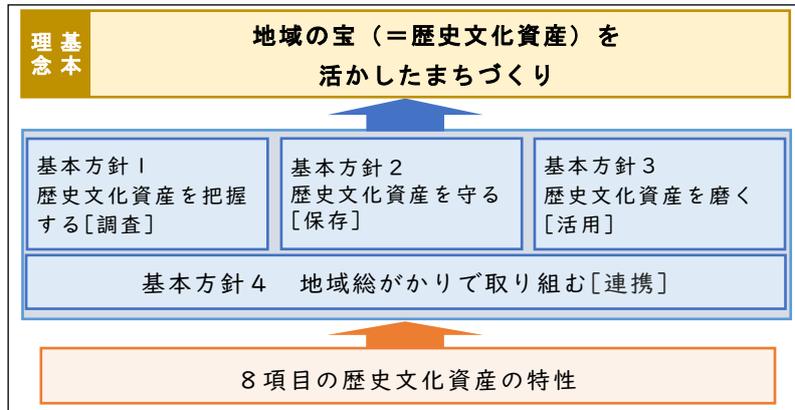


図31 計画の基本理念と方針

## 第2節 保存・活用の現状と課題

本市の歴史文化資産を取り巻く現状と課題は様々なものがあります。ここでは、前節で示した基本方針ごとに現状と課題についてまとめます。なお、防災・防犯に関することは第7章でより詳細に触れます。

### 1 歴史文化資産を把握する[調査]

本市の歴史文化資産は、市史編さんや各博物館などにより把握調査が行われてきましたが、全体像の把握に至っていないものがあります。また、詳細調査が行われず、学術的な評価が不十分なものや、価値が解明されないまま解体・処分の危機を迎えているものがあります。このほか、所在や保存状況を掴みきれていない歴史文化資産もあります。

#### (1) 歴史文化資産の全体像把握（把握調査）

- A：建造物は近現代建造物の分野で把握調査が不十分です。文化的景観、伝統的建造物群は全市的に全体像の把握に至っていません。「未調査の石造物」については地区により把握状況に差が生じています。（第4章の再掲）
- B：埋蔵文化財包蔵地については、踏査や試掘調査を通して適切な把握に努めていますが、南部地域などで把握が十分に行われていない地区があります。（第4章の再掲）
- C：民間団体などにより本市の歴史文化に関する学術研究などが進んでいますが、その成果を市では十分に把握できていません。
- D：毎年、条例等で定められた保管期限を過ぎて廃棄される行政文書の中には、本市の行政史に重要な公文書も含まれている可能性があります。



## (2) 歴史文化資産の価値付け（詳細調査）

- A：地域の歴史文化の理解に不可欠なものとして位置付けられるものの、詳細調査による学術的な評価が不十分な歴史文化資産があります。
- B：近現代建造物や墓石などの「未調査の石造物」は、老朽化や相続などの問題から、その歴史文化的な価値が解明されないまま解体・処分の危機を迎えています。そうした歴史文化資産について十分な調査ができていません。

## (3) 歴史文化資産の現状確認（現状調査）

- A：指定文化財を将来にわたって保存・活用するためには、定期的な現状把握と、所有者との連携体制の構築が不可欠ですが、所有者によっては連携が不足している場合もあり、現状を十分に掴みきれていないものがあります。
- B：過去に把握調査や詳細調査を実施した歴史文化資産の中には、調査終了から時間が経過しており、その所在の再確認や保存状況の把握に至っていないものがあります。（第4章の再掲）

## 2 歴史文化資産を守る[保存]

歴史文化資産を守っていくためには適切な保存措置が必要ですが、歴史文化資産の特性によって抱えている課題が異なります。なかには、重要であることが指摘されながらも、指定による保護に至っていない歴史文化資産や、価値に気づかれずに失われてしまう歴史文化資産があります。また、大規模な自然災害が発生した際は、文化財にも被害が及ぶ可能性は否定できません。指定等文化財を中心に防災・防犯対策を行ってきましたが、不十分なものもあります。

### (1) 個々の歴史文化資産の特性に応じた保存・管理

- A：把握調査や詳細調査により、重要であることが指摘されながらも、指定等による保護に至っていない歴史文化資産があります。
- B：重点的な保存・活用の取り組みを予定する歴史文化資産の中には、関係者間で保存・活用に対する共通認識の形成が不足しているものがあります。
- C：民間所有の指定等文化財の中には、計画的な修理に至っていないものがあります。
- D：記念物等の中には、全域の公有地化が完了していない場所や、草刈りなどの日常的な管理が滞りがちになっているものがあります。
- E：自然災害発生時の記念物をはじめ、歴史文化資産の被害状況の把握が十分に果たせない恐れがあります。
- F：市が寄贈を受けた考古資料の中には、金属製品などの脆弱な資料が含まれており、適切な保存処理が不足しているものがあります。



- G：廃棄予定の行政文書の中には、歴史的価値があるにもかかわらず保存されていないものがあります。
- H：動物・植物・地質鉱物をはじめ、行政に専門家がない分野については、所有者に対する適切な保存・管理についての助言が十分にできていません。
- I：民間や公共事業に伴う開発が、今後も埋蔵文化財包蔵地へ影響を及ぼす可能性は避けられません。また、大規模事業や開発件数が増加した場合、現在の体制では、記録保存のための本発掘調査に対応しきれなくなる可能性があります。
- J：有形文化財や民俗文化財などは、価値に気づかれずに失われてしまうことが危惧されます。特に、無形の民俗文化財の中には伝承が難しくなっているものもあります。

## (2) 防災・防犯対策の充実

- A：本市では、過去に大規模な災害により歴史文化資産が失われたことがありますが、その記憶が忘れられ、災害の教訓を防災意識の向上に活かしきれていません。
- B：盗難から守るための対策が十分に取られていない歴史文化資産があります。
- C：大規模災害発生時は、市職員は人命保護やインフラ復旧対応を優先するため、歴史文化資産の被害状況の把握や救済活動に応じきれない可能性があります。

## 3 歴史文化資産を磨く〔活用〕

歴史文化資産の効果的な活用のために必要となる適切な環境整備が十分に行えていない歴史文化資産があります。また、地域住民、観光客などニーズの異なる人々に対応できる情報発信力が不足しています。さらには、次世代を担う地域の子ども（児童・生徒）が文化財に触れ、魅力を感じる機会の提供が不足していることも課題といえます。

## (1) 活用のための整備

- A：本市において中核となる歴史文化資産でありながら、国指定史跡である興国寺城跡<sup>こうこくじじょう</sup>や国指定名勝である旧沼津御用邸苑地<sup>あどごようていえんち</sup>など、整備が不十分なため訪問者にその価値を十分に伝えきれていない記念物があります。
- B：歴史文化資産への訪問者に対し、現地の説明看板や伝えるためのコンテンツが不足し、その価値を十分に伝えきれていません。
- C：近年、歴史文化資産を周遊する訪問者が増加していますが、環境整備が不足しています。
- D：過去の整備事業などで歴史文化資産に設置した説明看板や便益施設の中には、経年劣化や老朽化が進むものの更新が十分にできていないものがあります。

## (2) 活用のための拠点づくり

- A：市民からの総合博物館の要望や、博物館などの老朽化の問題がある中、市内の博



物館などの将来的な在り方を市民に示せていません。

### (3) 主に地域住民に対する活用促進

- A：展示や講演会は博物館などで行われることが多く、地域住民が歴史文化資産を学習する場が不足しています。
- B：歴史文化資産に関わる展示図録などの刊行や情報発信に取り組んできましたが、本市の歴史文化資産の魅力を十分に伝えきれていません。

### (4) 主に観光客に対する活用促進

- A：沼津御用邸記念公園（旧沼津御用邸苑地）や興国寺城跡などの特定の歴史文化資産は、観光にも活用されていますが、周辺の歴史文化資産の多くを観光資源として十分に活かしきれていません。
- B：市や所有者、民間団体が行う歴史文化関連イベントが、市外の人に十分に知られていません。

### (5) 子ども向けの活用促進

- A：子ども向けの歴史文化資産の学習の場が不足しています。
- B：学校の総合学習において、教職員が歴史文化資産を授業に取り入れやすくするための情報提供が十分にできていません。

## 4 地域総がかりで取り組む[連携]

歴史文化資産の保存・活用のためには、様々な機関が連携し合い、歴史文化資産の保存・活用に総がかりで取り組む姿が理想ですが、現状では十分な連携の構築に至っていません。ここでは、市が連携強化を図る相手先ごとに現状と課題を示します。

### (1) 地域住民との連携強化

- A：歴史文化資産の保存・活用に関して、行政の力だけでは十分に対応しきれないものがあります。

### (2) 関係団体などとの連携強化

- A：歴史文化資産の観光活用に際し、商工・観光団体との連携が不十分です。
- B：市域の歴史文化資産の研究を行い、専門的な知識を有する地域の関係団体との連携が不十分です。
- C：歴史文化資産を地域の産業に活かしきれていません。

### (3) 専門家・市外の博物館・他自治体との連携強化



- A：歴史文化資産の調査や保存・管理、活用イベントの開催において、専門家の力を歴史文化資産の保存・活用に活かす取り組みが不足しています。
- B：市外の博物館には沼津にゆかりのある歴史文化資産がありますが、市民が知る機会が不足しています。
- C：市内の歴史文化資産の中には近隣市町との関連性が高いものがありますが、これまでは、自治体単位での保存・活用の取り組みがほとんどで、総体としての保存・活用が不足しています。

#### (4) 市内連携強化・推進体制強化

- A：本市の博物館は、それぞれの分野に特化し、館単位での事業推進を基本としていたため、連携が不足しています。
- B：歴史文化資産に関わるイベントや情報発信について、市内の連携が不十分です。
- C：推進体制の強化には職員のスキルアップが求められますが、歴史文化資産に関する学術的な知見に加え、法令、補助制度など習得すべき知識が多岐にわたるため、個人レベルでの習得が難しくなっています。

## 第3節 保存・活用の方針

本計画の基本理念である「地域の宝を活かしたまちづくり」を実現するため、歴史文化資産を取り巻く課題に対し、4つの基本方針に基づき、次のとおり実施方針を定めます。

### 1 歴史文化資産を把握する[調査]

把握調査・詳細調査・現状調査のそれぞれの課題に応じて、以下のとおり調査を行っていきます。

#### (1) 歴史文化資産の全体像把握（把握調査）

- A：文化財まちあるきマップ作成のための調査を通じて、把握調査が不足している歴史文化資産の全体像の把握に努めます。
- B：計画的な踏査などにより埋蔵文化財包蔵地の範囲及び内容の適切な把握に努めます。
- C：本市の歴史文化に関する学術的な成果を示す資料を幅広く継続して収集します。
- D：「沼津市行政廃棄文書選定基準」に示される保管すべき規定をもとに、保管期限が満了した行政文書の歴史的価値の調査を進めます。

#### (2) 歴史文化資産の価値付け（詳細調査）



- A：文化財保護審議会委員や専門家の意見をもとに、計画的な詳細調査を進めます。
- B：滅失の危機にあると判断される近現代建造物、石造物については、随時詳細調査を進めるとともに、現地調査・文献調査等による歴史的背景の検証や類例検討のもと、本質的価値を明らかにします。

### (3) 歴史文化資産の現状確認（現状調査）

- A：指定文化財所有者との連絡体制を整え、定期的な現状把握を図ります。
- B：既往調査で把握した歴史文化資産の所在確認と保存状況の把握を進めます。

## 2 歴史文化資産を守る[保存]

個々の歴史文化資産の特性に応じて、計画的な修理・整備を進めるとともに、適切な管理体制を構築します。修理・整備の実施にあたっては、防災・防犯対策を講じるとともに、発災時に備えた対応も検討していきます。

### (1) 個々の歴史文化資産の特性に応じた保存・管理

- A：文化財保護審議会の意見をもとに、計画的な市指定や、国に文化財登録原簿への登録を提案します。より重要性が指摘されるものは、国や県にもその取り扱いについて助言を求めます。登録にあたっては、所有者に対し、登録制度やそのメリットについての情報を提供するとともに、資料作成の補助などの支援を行います。
- B：重点的な保存・活用の取り組みを予定する歴史文化資産について、文化財保存活用計画の作成を進めます。
- C：指定等文化財所有者との協議により、国や県、市などの補助制度等を利用した計画的な修理事業の実施を促します。
- D：面的な広がりを持つ記念物等を将来的に保存するために、草刈りや剪定、注意喚起看板等に必要な予算計上を行うとともに、記念物等に愛着を持つ協力者を募り、適切な環境を維持します。また、所有者との協議により公有地化を進め、指定範囲の保存を図ります。
- E：台風や大雨時の現地把握に加え、地域住民と協力しながら記念物の現状を日頃から把握する体制を構築します。
- F：金属製品などの脆弱<sup>ぜいじやく</sup>な考古資料を中心に保存処理を行い、将来的な保存につなげます。
- G：調査を通して、歴史的価値が認められた行政文書については、歴史的な資料として残していきます。
- H：行政に専門性を持つ職員がいない類型の歴史文化資産については、外部の専門家の力を借りて定期的な観察を行う体制を作り、所有者に対して保存・管理についての適切な助言を行います。
- I：埋蔵文化財の保護において、必要な手続きについて周知し、開発が埋蔵文化財へ



及ばず影響を極力抑えるよう開発事業者の理解を求め、開発による影響が避けられない埋蔵文化財については、記録保存を図ります。記録保存の実施にあたっては、民間導入による効率化も図ります。

- J：価値に気づかれずに失われてしまうことが危惧される歴史文化資産は、市による積極的な保存を図ります。特に無形の民俗文化財については、動画撮影や伝承者への聞き取りをするなど、現況の記録化により将来的な伝承に役立てていきます。

## (2) 防災・防犯対策の充実

- A：歴史文化資産に対する防災意識の向上を図り、所有者及び関係者に防災対策の強化を促します。
- B：地域全体で防犯意識の向上を図り、所有者だけではなく地域全体で歴史文化資産を見守ります。所有者の十分な管理が難しい歴史文化資産については、市内の博物館などでの受け入れについて所有者と協議を行います。
- C：災害時に国や県をはじめとする市域外からの支援が得られるよう日頃から連携を強化し、発災時には、必要な支援を求め歴史文化資産の被害状況の把握や救済活動を行います。

## 3 歴史文化資産を磨く〔活用〕

歴史文化資産の活用のため、歴史文化資産の整備などを以下のように行います。また、地域住民・観光客・子どもといった対象者ごとに適切な取り組みを図ります。

### (1) 活用のための整備

- A：本市において中核となる歴史文化資産から優先して整備事業を進めていきます。
- B：現地への訪問者のニーズに対応できるよう、説明看板の設置に加えて、歴史文化資産の情報をデジタル化し発信します。
- C：周遊性のある歴史文化資産の見学コースを設定するとともに、訪問者のための環境整備を進めます。
- D：過去に史跡などに整備した工作物を適切に管理し、必要に応じて修理・撤去・再設置を行います。

### (2) 活用のための拠点づくり

- A：市内の博物館などの将来の在り方を検討していきます。

### (3) 主に地域住民に対する活用促進

- A：地域住民が歴史文化資産を学習する場を提供します。市立図書館の展示フロア・講座室や、地区センターなども積極的に使用します。



B：歴史文化資産の新たな魅力を伝えるため、テーマ別のガイドブックの作成や広報紙・HP・SNSなどを利用した多角的な情報発信を行います。

#### (4) 主に観光客に対する活用促進

A：拠点となる歴史文化資産を核に、周辺の歴史文化資産を巡る仕組み作りを行います。

B：広報紙やHP・SNSなど、様々な媒体を使用した情報の発信力強化に努めます。

#### (5) 子ども向けの活用促進

A：様々な体験などを通して、歴史文化に触れることができるよう学習機会の拡充を図ります。

B：教職員が歴史文化資産を教材に取り入れやすくなるよう地域の歴史文化資産に関する情報を伝えます。

## 4 地域総がかりで取り組む[連携]

パートナーごとに以下のように連携の強化を行います。

#### (1) 地域住民との連携強化

A：特に記念物などの維持管理業務や運営業務、その他の様々な保存・活用について、地元の団体などとの連携を強化し、協働の拡充を図ります。

#### (2) 関係団体などとの連携強化

A：商工・観光団体と連携を図る機会を設け、商工・観光団体の力を歴史文化資産の保存・活用に活かします。

B：市域の歴史文化資産を研究する市内外の研究団体の研究成果を歴史文化資産の保存・活用に取り入れます。

C：歴史文化資産に関連する商品の拡充のため、商工・観光団体や地域と協力します。

#### (3) 専門家・市外の博物館・他自治体との連携強化

A：専門家との連携体制を構築し、それぞれの専門性を保存・活用に結び付ける取り組みを推進します。

B：沼津にゆかりがあり現在市外の博物館などに寄託・収蔵されている歴史文化資産について、博物館などとの連携した活用を図ります。

C：県や他自治体と連携した保存・活用を推進します。

#### (4) 市内連携強化・推進体制強化

A：専門性を活かしつつ、各博物館などが連携した展示の実施に努めます。



B：歴史文化資産に関わるイベントや情報発信について、庁内の連携を強化します。

C：研修などを通して、文化財行政職員のスキルアップに取り組みます。

## 第4節 保存・活用の措置

第3節で整理した方針にもとづき、次のとおり保存・活用の措置を実施します。

### 1 歴史文化資産を把握する〔調査〕

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
<b>(1) 歴史文化資産の全体像把握（把握調査）</b>												
01 (継続)	A	文化財まちあるきマップ作成を通じた調査	毎年 →								文/地/ 関	市
02 (継続)	B	埋蔵文化財包蔵地の把握調査	毎年 →								文	特市
03 (継続)	C	関連資料の収集	毎年 →								文/博/ 図	市
04 (継続)	D	行政廃棄文書の調査	毎年 →								文	市
<b>(2) 歴史文化資産の価値付け（詳細調査）</b>												
05 (継続)	A	歴史文化資産の詳細調査	随時 →								文/専	市
06 (継続)	B	近現代建造物・石造物の詳細調査	準備 随時 →								文/芸/ 所/ 専/関	市
<b>(3) 歴史文化資産の現状確認（現状調査）</b>												
07 (継続)	A	指定文化財の所在・状態等確認調査	毎年 →								文/所	市
08 (継続)	B	歴史文化資産の所在確認調査	随時 →								文/博/ 所	市

#### 凡例

【アルファベット】 現状と課題及び方針のアルファベットと対応

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、芸：文化財振興課（芸術文化担当）、博：文化振興課（博物館等）、図：市立図書館、地：地域住民、所：歴史文化資産の所有者・管理者、専：専門家、関：関係団体

【財源】 市：市単費 特：特定財源（文化庁及びその他関係省庁の国庫補助金やデジタル田園都市国家構想交付金、県費補助金等）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施



## 2 歴史文化資産を守る[保存]

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間											実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14					
(1) 個々の歴史文化資産の特性に応じた保存・管理															
09 (継続)	文化財保護審議会 の開催	指定による保存・活用が必要とされるものについて検討し、計画的な市指定を推進する。	毎年 →											文	市
10 (継続)	A 文化財登録原簿へ の登録の提案	国の登録制度による保存・活用が妥当と判断されるものについては、国に文化財登録原簿への登録を提案する。	随時 →											文/所	市
11 (継続)	未指定文化財の保 存検討	専門家や文化財保護審議会の意見を聞き、重要性が指摘されるものは、法令等による指定を視野に入れる。	随時 →											文	市
12 (継続)	国登録文化財の登 録などの支援	国登録へ向けた所有者支援や登録後の諸支援を行う。	随時 →											文/所	市
13 (継続)	B 指定等文化財の文 化財保存活用計画 の作成	重点的な保存・活用の取り組みを予定する指定等文化財について、文化財保存活用計画を作成する。	→											文/博/専	市
14 (継続)	指定等文化財の修 理などの促進	指定等文化財の修理などについて、所有者と協議し、計画的な修理事業の実施を促す。	随時 →											文/所	特市
15 (継続)	C 指定等文化財の修 理などの補助等	指定等文化財の修理などに対して、国や県、市などの補助制度等の活用について助言する。市指定文化財については、必要な補助を行う。	随時 →											文/所	市
16 (継続)	D 記念物などの環境 維持(管理)	定期的な草刈りや剪定を行うとともに、注意喚起看板等を設置することにより、記念物などの適切な環境を維持する。	毎年 →											文	市
17 (継続)	史跡の公有地化	関係者と史跡指定範囲の公有地化について協議を行う。	→											文/所	特市
18 (継続)	E 記念物などのパト ロール	記念物などのパトロールや地域住民からの情報提供を受ける体制を整える。	毎年 →											文/地	市
19 (継続)	F 考古資料などの保 存処理	脆弱な考古資料などの保存処理を実施する。	毎年 →											文	特市
20 (継続)	G 歴史的行政文書の 保管	保管期限が経過した行政文書を調査した結果、歴史的価値を有するものは、歴史資料として保管する。	毎年 →											文	市
21 (継続)	H 外部の専門家によ る定期的な現状確 認	樹木医などの外部の専門家による定期的な現状確認を行い、指導に基づく必要な措置の実施、所有者への助言を行う。	随時 →											文/博/地	市
22 (継続)	I 埋蔵文化財保護の ための周知・調整	民間開発や公共事業に際して、所有者・事業者と調整を行う。	随時 →											文/所	市
23 (継続)	記録保存のための 発掘調査	現状保存ができない場合、調査体制を整え、発掘調査を実施する。	随時 →											文	市
24 (継続)	J 有形文化財・民俗 文化財などの収 集・保存	有形文化財(古文書など、写真や映像も含めて)や民俗文化財などの歴史文化資産を収集(使用方法なども含めて)し、適切な保存を図る。特に無形の民俗文化財については、記録を残し伝承に役立てる。	随時 →											文/博	特市
25 (継続)	未調査の石造物な どの記録保存	解体処分の危機にある未調査の石造物や建造物の記録保存を行う。	随時 →											文/専	市

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
<b>(2) 防災・防犯対策の充実</b>												
26 (継続)	A 歴史文化資産の防 災強化	文化財防火デーに大瀬崎のビャクシン樹林などで防火訓練を実施するほか、放水銃・消火栓などの防火設備の点検・設置・更新、耐火収蔵庫などの設置に対する助言・指導、支援を行う。所有者に防災補助制度・設備更新の案内や周知、支援を行う。	毎年								文/所/ 地	特 市
27 (継続)	B 歴史文化資産の防 犯強化	歴史文化資産の所有者だけではなく地域全体で防犯情報を共有し、防犯意識の向上を図ることによって、地域全体において歴史文化資産を見守る。所有者の十分な管理が難しい歴史文化資産については、市内の博物館などでの受け入れについて所有者と協議を行う。所有者に防犯補助制度・設備更新の案内や周知、支援を行う。	随時								文/所/ 地/博	特 市
28 (継続)	C 被災文化財の救 済・防災関係団体 との連携強化	静岡県文化財等救済ネットワークや静岡県ヘリテージセンターとの連携を強化するとともに、県を経由して文化財防災センターに要請を行う。									文/博/専	市
29 (継続)	災害発災時の被災 文化財状況把握、 被災文化財の救済	大規模な災害が発生した場合は、県などと情報共有を図りながら、情報収集や被災文化財の救済に取り組む。	随時								文/博/関	市

**凡例**

【アルファベット】 現状と課題及び方針のアルファベットと対応

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実地主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、地：地域住民、所：歴史文化資産の所有者・管理者、専：専門家、関：関係団体

【財源】 市：市単費 特：特定財源（文化庁及びその他関係省庁の国庫補助金やデジタル田園都市国家構想交付金、県費補助金等）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



### 3 歴史文化資産を磨く〔活用〕

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源	
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14			
<b>(1) 活用のための整備</b>													
30 (継続)	A	興国寺城跡の整備	→								文	特市	
31 (継続)		旧沼津御用邸苑地の整備	→								緑/文	特市	
32 (継続)		高尾山古墳の保存・活用整備	→								文	市	
33 (継続)		大瀬崎のビャクシン樹林の整備	→								文/所	特市	
34 (継続)		説明看板の設置・更新	未設置の歴史文化資産の説明看板の設置・既設看板の更新を行っていく。	→ 随時								文	市
35 (継続)		歴史文化資産の情報のデジタル化・発信	歴史文化資産の情報をデジタル化し、インターネットなどで広く発信する。	→ 随時								文	市
36 (継続)		歴史文化資産の見学コース設定・環境整備	周遊性のある歴史文化資産の見学コースを設定するとともに、訪問者のためのハード面を含めた環境整備を進める。	→ 準備								文	市
37 (継続)	D	工作物・施設などの再整備	→ 随時								文	市	
<b>(2) 活用のための拠点づくり</b>													
38 (継続)	A	将来の市博物館などの在り方の検討	→								文/博	市	
<b>(3) 主に地域住民に対する活用促進</b>													
39 (継続)	A	展示・講座の実施、通信誌の発行	→ 毎年								文/博/生/専	市	
40 (継続)		文化財めぐり	→ 毎年								文/博	市	
41 (継続)		文化財まちあるきマップの作成・公開・活用	→ 随時								文/地	市	
42 (継続)		地域の企画展示	→ 随時								文/博	市	
43 (継続)		埋蔵文化財調査現地説明会の開催	→ 随時								文	市	
44 (継続)		未公開の歴史文化資産の活用	→								文/博/所	市	
45 (継続)		他施設を利用した歴史文化資産の展示	→								文/博/図	市	
46 (継続)		関連資料の公開	→ 毎年								文/博/図	市	

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



第5章 歴史文化資産の保存・活用

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源	
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14			
47 (継続)	B ガイドブック・マ ップなどの作成・ 公開	歴史文化資産を解説するガイドブック やテーマ別の歴史文化資産マップなど を作成し、頒布やHPでの公開などを 行う。	→ 随時								文	市	
48 (継続)		広報紙やHP、S NSなどでの情報 発信	関連部局と連携して歴史文化資産、イ ベント情報を、広報紙やHP、文化振 興課及び生涯学習課のSNSを活用し て発信していく。	→ 随時								文/博/広 /観/生	市
<b>(4) 主に観光客に対する活用促進</b>													
49 (継続)	A	歴史文化資産の回 遊性向上	興国寺城跡などを核とした、周遊モデ ルコースの提示及び周知のため、パン フレット配布などのPRやアフターコ ンベンションへの情報提供を行う。	→ 準備								文	市
41再 (継続)		文化財まちあるき マップの作成・公 開・活用	地域毎に文化財まちあるきマップを作 成し、頒布やネット公開などを行う。	→ 毎年								文/地	市
48再 (継続)	B	広報紙やHP、S NSなどでの情報 発信	関連部局と連携して歴史文化資産、イ ベント情報を、広報紙やHP、文化振 興課及び生涯学習課のSNSを通じて 発信していく。	→ 随時								文/博/広 /観/生	市
<b>(5) 子ども向けの活用促進</b>													
50 (継続)	A	歴史文化資産体験 イベントの開催	子ども文化財めぐりなどを活用し、歴 史だけでなく多面的学習が可能なイ ベントを開催する。	→ 随時								文	市
51 (継続)		学校向け歴史文化 資産コンテンツ紹 介の整備	対象年齢も考慮しながら、歴史文化資 産に関連する写真や図、解説動画をデ ジタルコンテンツとして提供する。	→ 随時								文/博/所	市
52 (継続)	B	教職員向けの歴史 文化資産講座の実 施	教職員などを対象とした、地域(学 区)ごとの歴史文化資産の講座を実施 する。	→ 随時								文/学	市
53 (継続)		体験授業等受け入 れ・体験用道具の 貸し出し	体験授業等の受け入れや、体験用道具 の貸し出しを学校向けに行う。	→ 随時								文/博/学	市

凡例

【アルファベット】 現状と課題及び方針のアルファベットと対応

【種別】 新規：新規の措置 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、図：市立図書館、広：広報課、  
緑：緑地公園課、観：観光戦略課、生：生涯学習課、学：小中学校、所：歴史文化資産の所有者・管理者、  
地：地域住民、専：専門家、関：関係団体

【財源】 市：市単費 特：特定財源（文化庁及びその他関係省庁の国庫補助金やデジタル田園都市国家構想  
交付金、県費補助金等）

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施 未記載：期間中に実施



## 4 地域総がかりで取り組む[連携]

番号 (種別)	措置項目	措置内容	実施期間								実施 主体	財源
			R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14		
<b>(1) 地域住民との連携強化</b>												
54 (継続)	A	記念物などの維持管理	毎年 →								文/地	市
55 (継続)		歴史文化資産施設の運営	毎年 →								文/地/関	市
56 (継続)		自治会との連携	随時 →								文/地	市
<b>(2) 関係団体などとの連携強化</b>												
57 (継続)	A	関係団体（商工・観光・生産者）との連携	随時 →								文/関	市
58 (継続)		観光ガイド養成支援	随時 →								文/博/関	市
59 (継続)	B	関係団体（研究会）との連携	随時 →								文/関	市
60 (新規)	C	歴史文化資産関連商品の拡充	→								文/関/所/地	市
<b>(3) 専門家・市外の博物館・他自治体との連携強化</b>												
61 (継続)	A	専門家との連携強化	随時 →								文/専	市
62 (継続)		専門家の知見を活かした活用	随時 →								文/専	市
63 (継続)	B	市外博物館などとの連携	随時 →								文/専/自	市
64 (継続)	C	他自治体との連携	随時 →								文/博/関/自	市
<b>(4) 庁内連携強化・推進体制強化</b>												
65 (継続)	A	博物館連携展示の実施	随時 →								文/博	市
66 (継続)	B	庁内連携のイベント開催・情報発信	随時 →								市役所内	市
67 (継続)	C	研修への参加	随時 →								文/博	市

**凡例**

【アルファベット】 現状と課題及び方針のアルファベットと対応

【種別】 継続：継続の措置

【実施主体】 文：文化振興課（文化財担当）、博：文化振興課（博物館等）、所：歴史文化資産の所有者・管理者、地：地域住民、専：専門家、関：関係団体、自：関係自治体

【財源】 市：市単費

【実施期間】 毎年：毎年実施 随時：必要に応じて期間中に複数回実施



表 24 保存・活用の現状と課題・方針・措置

基本理念 基本方針

現状と課題

地域の宝（歴史文化資産）を活かしたまちづくり	1 歴史文化資産を把握する「調査」	(1) 歴史文化資産の全体像把握 (把握調査)	A：建造物は近現代建造物の分野で把握調査が不十分。文化的景観、伝統的建造物群は全市的に全体像の把握に至っていない。「未調査の石造物」については地区により把握状況に差が生じている。	
			B：埋蔵文化財包蔵地については、踏査や試掘調査を通して適切な把握に努めているが、南部地域などで把握が十分に行われていない地区がある。	
			C：民間団体などにより本市の歴史文化に関する学術研究などが進んでいるが、その成果を市では十分に把握できていない。	
			D：毎年、条例等で定められた保管期限を過ぎて廃棄される行政文書の中には、本市の行政史に重要な公文書も含まれている可能性がある。	
		(2) 歴史文化資産の価値付け (詳細調査)	A：地域の歴史文化の理解に不可欠なものとして位置付けられるものの、詳細調査による学術的な評価が不十分な歴史文化資産がある。	
			B：近現代建造物や墓石などの「未調査の石造物」は、老朽化や相続などの問題から、その歴史文化的な価値が解明されないまま解体・処分を迎えているが、そうした歴史文化資産について十分な調査ができていない。	
	2 歴史文化資産を守る「保存」	(1) 個々の歴史文化資産の特性に応じた保存・管理	(3) 歴史文化資産の現状確認 (現状調査)	A：指定文化財を将来にわたって保存・活用するためには、定期的な現状把握と、所有者との連携体制の構築が不可欠だが、所有者によっては連携が不足している場合もあり、現状を十分に掴みきれていないものがある。
				B：過去に把握調査や詳細調査を実施した歴史文化資産の中には、調査終了から時間が経過しており、その所在の再確認や保存状況の把握に至っていないものがある。
			A：把握調査や詳細調査により、重要であることが指摘されながらも、指定等による保護に至っていない歴史文化資産がある。	
			B：重点的な保存・活用の取り組みを予定する歴史文化資産の中には、関係者間で保存・活用に対する共通認識の形成が不足しているものがある。	
			C：民間所有の指定等文化財の中には、計画的な修理に至っていないものがある。	
			D：記念物等の中には、全域の公有地化が完了していない場所や、草刈りなどの日常的な管理が滞りがちになっているものがある。	
E：自然災害発生時の記念物をはじめ、歴史文化資産の被害状況の把握が十分に果たせない恐れがある。				
F：市が寄贈を受けた考古資料の中には、金属製品などの脆弱な資料が含まれており、適切な保存処理が不足しているものがある。				
G：廃棄予定の行政文書の中には、歴史的価値があるにもかかわらず保存されていないものがある。				
H：動物・植物・地質鉱物をはじめ、行政に専門家がない分野については、所有者に対する適切な保存・管理についての助言が十分にできていない。				
I：民間や公共事業に伴う開発が、今後も埋蔵文化財包蔵地へ影響を及ぼす可能性は避けられない。また、大規模事業や開発件数が増加した場合、現在の体制では、記録保存のための本発掘調査に対応しきれなくなる可能性がある。				
J：有形文化財や民俗文化財などは、価値に気づかれずに失われてしまうことが危惧される。特に、無形の民俗文化財の中には伝承が難しくなっているものもある。				
(2) 防災・防犯対策の充実	A：本市では、過去に大規模な災害により歴史文化資産が失われたことがあるが、その記憶が忘れられ、災害の教訓を防災意識の向上に活かすきれていない。			
	B：盗難から守るための対策が十分に取られていない歴史文化資産がある。			
	C：大規模災害発生時は、市職員は人命保護やインフラ復旧対応を優先するため、歴史文化資産の被害状況の把握や救済活動に応じきれない可能性がある。			



実施方針

措置番号

A：文化財まちあるきマップ作成のための調査を通じて、把握調査が不足している歴史文化資産の全体像の把握に努める。	01
B：計画的な踏査などにより埋蔵文化財包蔵地の範囲及び内容の適切な把握に努める。	02
C：本市の歴史文化に関する学術的な成果を示す資料を幅広く継続して収集する。	03
D：「沼津市行政廃棄文書選定基準」に示される保管すべき規定をもとに、保管期限が満了した行政文書の歴史的価値の調査を進める。	04
A：文化財保護審議会委員や専門家の意見をもとに、計画的な詳細調査を進める。	05
B：滅失の危機にあると判断される近現代建造物、石造物については、随時詳細調査を進めるとともに、現地調査・文献調査等による歴史的背景の検証や類例検討のもと、本質的価値を明らかにする。	06
A：指定文化財所有者との連絡体制を整え、定期的な現状把握を図る。	07
B：既往調査で把握した歴史文化資産の所在確認と保存状況の把握を進める。	08
A：文化財保護審議会の意見をもとに、計画的な市指定や、国に文化財登録原簿への登録を提案する。より重要性が指摘されるものは、国や県にもその取り扱いについて助言を求める。登録にあたっては、所有者に対し、登録制度やそのメリットについての情報を提供するとともに、資料作成の補助などの支援を行う。	09、10 11、12
B：重点的な保存・活用の取り組みを予定する歴史文化資産について、文化財保存活用計画の作成を進める。	13
C：指定等文化財の所有者との協議により、国や県、市などの補助制度等を利用した計画的な修理事業の実施を促す。	14、15
D：面的な広がりを持つ記念物等を将来的に保存するために、草刈りや剪定、注意喚起看板等に必要な予算計上を行うとともに、記念物等に愛着を持つ協力者を募り、適切な環境を維持する。また所有者との協議により公有地化を進め、指定範囲の保存を図る。	16、17
E：台風や大雨時の現地確認に加え、地域住民と協力しながら記念物の現状を日頃から把握する体制を構築する。	18
F：金属製品などの脆弱な考古資料を中心に保存処理を行い、将来的な保存につなげる。	19
G：調査を通して、歴史的価値が認められた行政文書については、歴史的な資料として残していく。	20
H：外部の専門家の力を借りて定期的な観察を行う体制を作り、所有者に対して保存・管理についての適切な助言を行う。	21
I：埋蔵文化財の保護にむけて、必要な手続きについて周知し、開発が埋蔵文化財へ及ぼす影響を極力抑えるよう開発事業者の理解を求め、開発による影響が避けられない埋蔵文化財については、記録保存を図る。記録保存の実施にあたっては、民間導入による効率化も図る。	22、23
J：市による積極的な保存を図る。特に無形の民俗文化財については、動画撮影や伝承者への聞き取りをするなど、現況の記録化により将来的な伝承に役立てていく。	24、25
A：歴史文化資産に対する防災意識の向上を図り、所有者及び関係者に防災対策の強化を促す。	26
B：地域全体で防犯意識の向上を図り、所有者だけではなく地域全体で歴史文化資産を見守る。所有者の十分な管理が難しい歴史文化資産については、市内の博物館などでの受け入れについて所有者と協議を行う。	27
C：災害時に国や県をはじめとする市域外からの支援が得られるよう日頃から連携を強化し、発災時には、必要な支援を求め歴史文化資産の被害状況の把握や救済活動を行う。	28、29

※措置番号は、110～112頁に対応

序章

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

資料集



基本理念 基本方針

地域の宝（歴史文化資産）を活かしたまちづくり

3 歴史文化資産を磨く「活用」

(1) 活用のための整備

- A：本市において中核となる歴史文化資産でありながら、国指定史跡である興国寺城跡や国指定名勝である旧沼津御用邸苑地など、整備が不十分なため訪問者にその価値を十分に伝えきれていない記念物がある。
- B：歴史文化資産への訪問者に対し、現地の説明看板や伝えるためのコンテンツが不足し、その価値を十分に伝えきれていない。
- C：近年、歴史文化資産を周遊する訪問者が増加しているが、環境整備が不足している。
- D：過去の整備事業などで歴史文化資産に設置した説明看板や便益施設の中には、経年劣化や老朽化が進むものの更新が十分にできていないものがある。

(2) 拠点づくり  
活用のため

- A：市民からの総合博物館の要望や、博物館などの老朽化の問題がある中、市内の博物館などの将来的な在り方を市民に示せていない。

(3) 対する活用促進  
主に地域住民に

- A：展示や講演会は博物館などで行われることが多く、地域住民が歴史文化資産を学習する場が不足している。
- B：歴史文化資産に関わる展示図録などの刊行や情報発信に取り組んできたが、本市の歴史文化資産の魅力を十分に伝えきれていない。

(4) 対する活用促進  
主に観光客に

- A：沼津御用邸記念公園（旧沼津御用邸苑地）や興国寺城跡などの特定の歴史文化資産は、観光にも活用されているが、周辺の歴史文化資産の多くを観光資源として十分に活かしてきれていない。
- B：市や所有者、民間団体が行う歴史文化関連イベントが、市外の人に十分に知られていない。

(5) 活用促進  
子ども向けの

- A：子ども向けの歴史文化資産の学習の場が不足している。
- B：学校の総合学習において、教職員が歴史文化資産を授業に取り入れやすくするための情報提供が十分にできていない。

(1) 連携強化  
地域住民との

- A：歴史文化資産の保存・活用に関して、行政の力だけでは十分に対応しきれないものがある。

(2) 連携強化  
関係団体との

- A：歴史文化資産の観光活用に際し、商工・観光団体との連携が不十分。
- B：市域の歴史文化資産の研究を行い、専門的な知識を有する地域の関係団体との連携が不十分。
- C：歴史文化資産を地域の産業に活かしてきれていない。

(3) 他自治体との連携強化  
専門家・市外の博物館・

- A：歴史文化資産の調査や保存・管理、活用イベントの開催において、専門家の力を歴史文化資産の保存・管理・活用に活かす取り組みが不足している。
- B：市外の博物館には沼津にゆかりのある歴史文化資産があるが、市民が知る機会が不足している。
- C：市内の歴史文化資産の中には近隣市町との関連性が高いものがあるが、これまでは、自治体単位での保存・活用の取り組みがほとんどで、総体としての保存・活用が不足している。

(4) 推進体制強化  
庁内連携強化

- A：本市の博物館は、それぞれの分野に特化し、館単位での事業推進を基本としているため、連携を不足している。
- B：歴史文化資産に関わるイベントや情報発信について、庁内の連携が不十分。
- C：推進体制の強化には職員のスキルアップが求められるが、歴史文化資産に関する学術的な知見に加え、法令、補助制度など習得すべき知識が多岐にわたるため、個人レベルでの習得が難しくなっている。

現状と課題



実施方針	措置番号
A：本市において中核となる歴史文化資産から優先して整備事業を進めていく。	30、31 32、33
B：現地への訪問者の多様なニーズに対応できるよう、説明看板の設置に加えて、歴史文化資産の情報をデジタル化し発信する。	34、35
C：周遊性のある歴史文化資産の見学コースを設定するとともに、訪問者のための環境整備を進める。	36
D：過去に史跡などに整備した工作物を適切に管理し、必要に応じて修理・撤去・再設置を行う。	37
A：市内の博物館等の将来の在り方を検討していく。	38
A：地域住民が歴史文化資産を学習する場を提供する。市立図書館の展示フロア・講座室や、地区センターなども積極的に使用する。	39、40、41 42、43、44 45、46
B：歴史文化資産の新たな魅力を伝えるため、テーマ別のガイドマップの作成や広報紙・HP・SNSなどを利用した多角的な情報発信を行う。	47、48
A：拠点となる歴史文化資産を核に、周辺の歴史文化資産を巡る仕組み作りを行う。	49、41再
B：広報紙やHP、SNSなど、様々な媒体を使用した情報の発信力強化に努める。	48再
A：様々な体験などを通じて、歴史文化に触れることができるよう学習機会の拡充を図る。	50、51
B：教職員が歴史文化資産を教材に取り入れやすくするよう地域の歴史文化資産に関する情報を伝える。	52、53
A：特に記念物などの維持管理業務や運営業務、その他の様々な保存・活用について、地元の団体などとの連携を強化し、協働の拡充を図る。	54、55、56
A：商工・観光団体と連携を図る機会を設け、商工・観光団体の力を歴史文化資産の保存・活用に活かす。	57、58
B：市域の歴史文化資産を研究する市内外の研究団体の研究成果を歴史文化資産の保存・活用に取り入れる。	59
C：歴史文化資産に関連する商品の拡充のため、観光・商工団体や地域と協力する。	60
A：専門家との連携体制を構築し、それぞれの専門性を保存・活用に結び付ける取り組みを推進する。	61、62
B：沼津にゆかりがあり現在市外の博物館などに寄託・収蔵されている歴史文化資産について、博物館などとの連携した活用を図る。	63
C：県や他市町と連携した保存・活用を推進する。	64
A：専門性を活かしつつ、各博物館などが連携した展示の実施に努める。	65
B：歴史文化資産に関わるイベントや情報発信について、庁内の連携を強化する。	66
C：研修などを通して、文化財行政職員のスキルアップに取り組む。	67

※措置番号は、113～115頁に対応